

板金塗装工場に係る法令

1. 消防法の届出・義務

危険物の製造・貯蔵・取扱は消防機関の有無に応じ市町村長等の設置許可・届出が必要であり、危険物の貯蔵及び取扱量と指定数量によって算出される指定倍数によって、適用法令・届け出先が異なる。

指定倍数 = (危険物の取扱量 ÷ 危険物の指定数量) の合計

① 指定倍数 = 「1」以上

(ア) 危険物取扱所などの許可及び保管庫が必要

(イ) 危険物取り扱いの有資格者が必要

(ウ) 「1」以上は消防法の適用

(エ) 「1.5」以上は市町村条例の適用

※ 塗料販売店は「危険物取扱所」 修理事業者は「危険物貯蔵諸」

② 指定倍数 = 「0.2～1」未満

(ア) 少量危険物貯蔵取扱所の届出及び保管庫が必要

(イ) 危険物取扱の有資格者は不要

③ 指定倍数 = 「0.2」未満

届出不要

	危険物 (指定倍数)			指定可燃物・可燃性液体類 (規制基準値)	
	1 以上	0.2 以上	0.2 未満	2000 ℓ 以上	2000 ℓ 未満
貯蔵・取扱	危険物施設	少量危険物取扱所	危険物としての貯蔵・取扱	指定可燃物としての貯蔵・取扱	
規制・認可の届出	国の法令規制・市町村長等の許可	消防庁への届出	条例規制 注意事項の遵守	条例規制の届出	規制なし届出不要

2. 看板の掲示

危険物の取扱いについては、各自治体で細かく定められています。詳細は各消防署へお問い合わせください。

火気厳禁



少量危険物取扱



危険物の貯蔵



3.労働安全衛生法

3-1 有機溶剤中毒予防法

有機溶剤の安全基準を定めた厚生労働省令、溶剤中毒による守るべき予防と目的

「事業者の講ずべき措置、労働者を守るべき事項」を法制化

	内 容	報告義務等	期間
特殊健康診断	6カ月ごとに定期検診（有機溶剤）	所轄労働基準監督署への報告	5年間保管
発散抑制装置	一定の要件を満たした下記装置のいずれかを設置する。 ①有機溶剤の蒸気の発生源を密閉する設備 ②局所排気装置 ③プッシュプル型換気装置	・設置・移転・変更をしようとする日の30日以上前に提出 ・1年に1回以上の定期自主点検	自主点検記録簿は3年間保管
作業環境測定	6カ月ごとに環境測定		3年間保管
注意事項等の掲示	注意事項等の看板設置	下記看板を参照	
呼吸用保護具	作業人員に応じた保護マスクの着用	有機ガス用防毒マスク	
危険有毒性の周知	SDS表の保管・リスクアセスメントの実施	常に確認できる場所に保管	
局所排気装置の定期点検	1年ごとの自主点検		3年間保管
作業主任者の選任	有機溶剤作業主任者の選任	有機溶剤作業主任者研修を得た者	



図表3 注意事項

有機溶剤等使用の注意事項

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
主な症状
(1) 頭痛
(2) けん怠感
(3) めまい
(4) 貧血
(5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱上の注意事項
有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
(1) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
(2) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさげること。
(3) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急措置
(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
(2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で、身体の保温に努めること。
(3) 中毒にかかった者の意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
(4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにし、心肺蘇生を行うこと。

有機溶剤 作業主任者の職務

- 作業に就する労働者が有機溶剤による汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の立案を決定し、労働者を指導すること。
- 局所排気装置、プッシュプル型密閉装置又は全換気装置を一月を越えない期間ごとに点検すること。
- 保護具の使用状況を監視すること。
- タンクの内部において有機溶剤使用に労働者が従事するとき、次の各事項に定める事項が明示されていることを確認すること。
 - 作業開始前、タンクのコンソールその他の有機溶剤が入る部分の密閉口部をすべて確認すること。
 - 労働者の身体が有機溶剤により汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去すること。
 - 事故が発生したときにタンクの内部の労働者を直ちに避難させることができる装置又は器具等を整備しておくこと。
 - 作業中に発生した有機溶剤の蒸気、有機溶剤等を含むものがあるタンクについては、作業開始前、次の措置を講ずること。
 - 有機溶剤等をタンクから排出し、かつ、タンクに接続するすべての配管から有機溶剤等がタンク内部へ流入しないようにすること。
 - 水又は水銀液等を用いてタンクの内部を洗浄し、かつ、洗浄に用いた水又は水銀液等をタンクから排出すること。ハ、タンクの内部に20℃以上の蒸気の発生を認め、もしくは蒸気が発生するが、又はタンクに水を満たした後、その水をタンクから排出すること。

作 業 主 任 者

乾燥設備 作業主任者の職務

- 乾燥設備をはじめで使用するとき、又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を変えたときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させ、かつ、当該作業を直接指揮すること。
- 乾燥設備及びその附属設備について不備な箇所を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
- 乾燥設備の内部における温度、換気の状態及び乾燥物の状態について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
- 乾燥設備がある場所を常に整理整頓とし、及びその場所のみだりに可燃性の物を置かないこと。

作 業 主 任 者